

社会復帰促進等事業の平成29年度予算執行状況(執行率が70%未満の事業)

(単位:千円)

30年度 PDCA 評価番号	29年度 PDCA 評価番号	29年度 評価	事業名	事業概要	29年度の執行率が低調であった理由	29年度の執行率を踏まえた31年度事業の見直し	平成29年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
13	13	A	社会復帰相談員等設置費	労働基準監督署等に社会復帰相談員等を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。	相談業務に係る委託事業については、受託者を一般競争入札(総合評価落札方式)により選定しているため、入札差額による不用が生じている。	著しく予定価格を下回った経費については、29年度受託事業者の精算報告を踏まえた適切な予算積算に修正するとともに、事業の効率化に努めつつ、所要の予算要求を行う。	79,059	50,764	64.2%	労働基準局 労災管理課
20	20	-	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	平成29年度においては、入院通院等をする者がなく、申請がなかったため執行率が低調となった。なお、平成28年度においては、4百万円を支給している。	本事業は、けい肺及びせき髄損傷により労災認定を受けた者のうち、昭和35年3月31日以前に打切補償を受けたため、労災保険で療養を行うことができない者に対して行われるものであり、その対象者は非常に限定されているが、現在でも対象となりうる者が十数名程度、生存していることが見込まれることから、過去実績を踏まえた予算規模に見直しを図った上で、所要の予算要求を行う。	7,673	0	0.0%	労働基準局補償課
21	21	A	過労死等援護事業実施経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。	当該事業は、効率的な調達を行うため、事業運営上の相乗効果が期待できる「過労死等防止対策推進シンポジウム(PDCA評価番号36)」と一緒に、一つの委託事業として一般競争入札(総合評価落札方式)により調達をおこなったところ、落札額が低く抑えられたものである。なお、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を前年度も受託した業者が落札しており、効率化が図られることにより、さらに落札価格が抑えられたものと考えられる。	予定価格を下回ったことを受けて、平成30年度の調達時にも、より効果的な事業となるよう、仕様の充実など、一部見直しをおこなったところであるが、平成31年度要求では、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の改定内容を踏まえ、適切な予算積算と仕様の検討に努めつつ、所要の予算要求を行う。	14,500	8,452	58.3%	労働基準局 総務課 過労死等防止 対策推進室
23	23	C	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	企業からの申請に基づき、労働環境水準の高い優良企業を客観的な指標で評価し、積極的に公表することにより、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業の情報を求職者等に共有することを目的とする。	安全衛生優良企業公表制度周知啓発事業の委託事業は、一般競争入札(最低価格落札方式)で委託業者を決定しており、落札額が予定価格より下回ったため、執行額が低調となった。アドバイザー向けのセミナーを企業向けセミナーと同日に開催することとし、旅費や会場借料が安く済んだこと等により、予定価格を下回る落札額となった。	31年度事業は予算額を減額して事業を継続し、引き続き要求を行うことを検討する。本事業は、安心して働ける良好な労働環境が確保されている企業の情報を共有することを目的としていることから、平成31年度要求では、29年度の集客実績を踏まえ、会場等の規模を見直しつつ、安全衛生優良企業の認定を受けた企業の好事例発表会の回数を増やす。	25,414	17,391	68.4%	労働基準局 安全衛生部 計画課
28	28	B	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	予算の大部分を占める喫煙室等の設置費用の一部助成について、助成件数は平成28年度より増加しているものの、1件当たりの助成額が当初見込みを大幅に下回り、1件あたりの助成額が減少したことが執行率に影響したのと考えられる。 (H28: 488件、945,266円/件) ⇒ (H29: 525件、885,640円/件)	望まない受動喫煙防止を図る健康増進法の改正が予定されており、オリパラの開催される2020年に向けて喫煙室等の設置の需要が大きくなると考えられること及び執行率等についても考慮して、適正な概算要求を行う予定。	1,002,769	524,565	52.3%	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

30年度 PDCA 評価番号	29年度 PDCA 評価番号	29年度 評価	事業名	事業概要	29年度の執行率が低調であった理由	29年度の執行率を踏まえた31年度事業の見直し	平成29年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
30	30	A	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたりリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。	化学物質のリスク評価に係る事業については、受託者を一般競争入札(総合評価落札方式)により調達しているため、入札差額による不用が生じたもの。	予定価格を下回ったことを踏まえ、平成31年度要求においては29年度事業の精算結果を考慮する等、適切な予算積算と事業の効率化に努めつつ、所要の予算要求を行う。	485,350	307,823	63.4%	労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
36	36	C	過労死等防止対策推進経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等に関する調査研究、②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施する。	特に③について執行率が低かったが、これは、効率的な調達を行うため、事業運営上の相乗効果が期待できる「過労死等遺児交流会(PDCA評価番号21)」と一緒に、一つの委託事業として一般競争入札(総合評価落札方式)により調達をおこなったところ、落札額が低く抑えられたものである。なお、前年度も受託した業者が落札しており、効率化が図られることにより、さらに落札価格が抑えられたものと考えられる。	予定価格を下回ったことを受けて、平成30年度の調達時にも、より効果的な事業となるよう、仕様の充実など、一部見直しをおこなったところであるが、平成31年度要求では、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の改定内容を踏まえ、適切な予算積算と、仕様の検討に努めつつ、所要の予算要求を行う。	287,293	186,248	64.8%	労働基準局 総務課 過労死等防止 対策推進室
40	40	A	働きやすい職場環境形成事業	労使が具体的な取組を行うにあたってのノウハウを提供する等、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報及び労使への支援策の充実を図る。	本事業の委託事業者については、一般競争入札(総合評価落札方式)により選定しているため、入札差額が生じたこと及び未執行の経費が生じたことにより一部予算が不用となったもの。	予定価格を下回った経費としては、平成29年度事業のうち「パワーハラスメントに関する政策対話事業」については、職場のパワーハラスメントに対する防止対策についての検討会を別途実施したため、本事業の予算として計上していた13,182千円が未執行となり不用が生じたもの。これについては当該年度限りのものとしている。引き続き、適切な予算積算と事業の効率化に努めつつ、所要の予算要求を行う。	118,771	68,804	57.9%	雇用環境・均等局 雇用機会均等課
64-1	66-2	B	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	助成金のうち、平成29年度に新設した勤務間インターバル導入コースについては、目標を上回る活用が図られたものの、他のコースについては、一定数の活用が図られたものの支給までに至らなかったものや、働き方改革に関する上限規制の議論の状況や助成要件が厳しかったこと等により、申請に対するインセンティブが働かなかったことが、理由と考える。	本事業は、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであるが、引き続き、助成要件、事業内容の効率化及び周知方法の検討を行いながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の審議状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者に対する支援体制の強化等について必要な要求を行う。	1,635,512	928,216	56.8%	労働基準局労働 条件政策課、 雇用環境・均等局 職業生活両立課
64-2	66-2	B	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)	2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増等の政府目標に向け、適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	テレワークコース助成金について実績が伸びなかったため。 また、不落となり執行できなかった事業(サテライトオフィスの調査分析事業、モデル事業)があったため。	執行率が低調であった助成金については、昨年度に引き続き、相談センターによる丁寧な相談対応や周知広報事業による周知、企業向けセミナー等の場を活用した更なる周知広報を行う予定であるが、申請者が余裕を持って交付決定した事業を実施できるよう、申請の時期等についてより周知する等、周知内容を工夫することにより助成金の活用の拡充を図る。 また、不落となった事業についても、その原因を分析し、仕様を見直す等の対応を行い、確実な執行を図る。	526,980	254,615	48.3%	雇用環境・均等局 在宅労働課